

「知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成17年福岡県規則第27号）」の一部改正について

○ 改正の趣旨及び内容について

1 電磁的記録の開示方法について

【改正の趣旨】

- ・福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第22条第2項に定める電磁的記録の開示方法に関し、最近の情報化の進展状況を勘案し、対応するため。

（開示の実施及び方法）

第二十二条（略）

2 個人情報の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

3～5（略）

【改正の内容】

（1）第10条関係

ア 録音カセットテープ、ビデオカセットテープ及びこれらを再生等する専用機器の国内生産が減少、終了している状況を勘案し、「録音テープ又は録音ディスク」「ビデオテープ又はビデオディスク」の開示に支障がある場合、DVD-Rなどの電磁的記録媒体に容易に複製できる場合には、当該複製物を用いた開示を行うことができること。

イ 録音カセットテープの規格は、録音時間120分に、ビデオカセットテープの規格は、録画時間120分・VHS方式に限定されているが、これらカセットテープ類の国内生産が減少している状況を勘案し、録音カセットテープ及びビデオカセットテープの規格を撤廃すること。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録の開示方法）</p> <p>第十条 条例第二十二条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。<u>ただし、第一号及び第二号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法による再生又は複製に支障がある場合で、CD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に容易に複製できるときは、当該電磁的記録媒体に複製したものを第三号に定める方法により開示することができる。</u></p>	<p>（電磁的記録の開示方法）</p> <p>第十条 条例第二十二条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p>

<p>一 録音テープ又は録音ディスク イ (略) ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付</p> <p>二 ビデオテープ又はビデオディスク イ (略) ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>三 その他の電磁的記録</p> <p>次に掲げる方法であって、知事はその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの イ及びロ (略) ハ 当該電磁的記録をCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができることに限る。）</p>	<p>一 録音テープ又は録音ディスク イ (略) ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（録音時間百二十分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付</p> <p>二 ビデオテープ又はビデオディスク イ (略) ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（録画時間が百二十分でVHS方式のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付</p> <p>三 前二号に該当するものを除くその他の電磁的記録</p> <p>次に掲げる方法であって、知事はその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの イ及びロ (略) ハ 当該電磁的記録をCD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができることに限る。）</p>
--	--

(2) 別表関係

録音テープ・ビデオテープ等をDVD-Rなどの電磁的記録媒体に複写した物の視聴又は複写による開示を行うことができるようにするに当たり、電磁的記録の写しの交付媒体として、「DVD-R」を新たに追加し、その交付費用を1枚につき100円と設定すること。

区分	交付する写し	金額
一 文書、図画又は写真	一 複写機により複写したもの（単色刷り）	一枚につき 十円
	二 複写機により複写したもの（多色刷り）	一枚につき 三十円
二 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙一枚につき 十円
三 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	一卷につき 百二十円
四 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	一卷につき 百七十円
五 電磁的記録	一 用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙一枚につき 十円
	二 用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙一枚につき 三十円

	三 CD-Rに複写したもの	一枚につき 八十円
	四 DVD-Rに複写したもの	一枚につき 百円
	五 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
六 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

2 全部開示決定の場合の教示文について

【改正の趣旨】

- ・ 個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定をする場合に不服申立てがなされる想定をしていなかった（注）ので、不服申立て等に係る教示を行っていなかったが、制度を運用していく中で、全部開示の場合にも不服申立てが行われる事例（個人情報の特定に対する不服申立て）が出てきたため。

※教示をしなかった場合、審査請求期間を徒過していても、そのことをもって不適法却下とはできない。

（注）一般に申請に係る処分について申請どおりの処分をする場合は、当該処分の相手方には、不服申立ての利益はないと考えられるから、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと考えられる。

（逐条解説 行政不服審査法）

【改正の趣旨】

- ・ 様式第3号及び様式第3号の2関係

開示請求に対し全部開示決定するときの通知書に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条の規定による教示文を付すこと。

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
事務担当課等	部・局・所 課・室 係		
	電話番号（ ） — 内線（ ）		
備考			

- 注 1 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- 3 条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

特定個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第17条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報の内容			
特定個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
事務担当課等	部・局・所	課・室	係
	電話番号（ ）	—	内線（ ）
備考			

- 注 1 特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- 3 条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。